＜様式1＞

津山市立勝北中学校　いじめ問題対策基本方針

令和8年4月　改訂

めざす生徒像

○ 基本的生活習慣を身につけ、けじめをつけて行動できる生徒
○ 他を思いやり、自らを高めていける生徒
○ 自ら考え、判断し、正しい行動をとり、最後までやり遂げる生徒

いじめ問題への対策の基本的な考え方

○ 学校をあげた横断的な取り組みを推進するために、いじめ対策委員会には生徒指導主事以外にも管理職、養護教諭、各学年の教職員も参加し、それぞれの立場から実効的な問題解決のための取り組みを行う。
○ いじめの未然防止にむけて、生徒会活動や行事など生徒の主体的な活動を進めるとともに、授業や部活動などで誰もが活躍できる場を設けることで、自己存在感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
○ いじめの早期発見のために、日常の生徒との関わりを大切にする。また、アンケートや教育相談を実施し、得られた情報の教職員間での共有を図る。

＜重点となる取組＞
- **「いじめ防止啓発月間」や「人権週間」などを積極的に活用し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。**
- **生徒のSNSやインターネットの利用実態を踏まえ、非行防止教室などで情報モラルに関する授業を計画的に実施する。**

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞
- 学校の基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者の理解を得る。
- 学年P、学級P、地区別懇談会等を活用した意見交換の場を設定し取り組みの改善に生かす。
- CS運営委員、民生委員、保護司との懇談の機会を設け、生徒の学校内や学校外での生活に関する情報を共有し、いじめの早期発見に努める。
- SNSやインターネットの利用についての啓発を地区別懇談会等で積極的に行う。
- 学校から保護者に対する諸文書を通じて、本校の取り組みについての情報を提供し連携を図る。
- 勝北中学校いじめ問題対策基本方針を学校ホームページに掲載して周知を図る。

学校

いじめ問題対策委員会

＜対策委員会の役割＞
- 基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

＜対策委員会の開催時期＞
- 年3回開催（学期に1回）

＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
- 直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。

＜構成メンバー＞
・校外
主任児童民生委員　SC　SSW　PTA　等
・校内
校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導担当、養護教諭、学校運営協議会　等

全教職員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞
津山市教育委員会
＜連携の内容＞
- ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ（SSW等）の派遣

＜学校側の窓口＞
校長、教頭

＜連携機関名＞
津山警察署
＜連携の内容＞
- 非行防止教室の実施・定期的な情報交換、連絡会議の開催

＜学校側の窓口＞
生徒指導主事

学校が実施する取組

①いじめの防止

（教員研修）
・教職員の指導力向上のための研修として，学年や学級の集団づくりについての研修や生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修を行う。
（生徒会活動）
・生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取り組みを進める。（居場所づくり）
・日頃の授業で、生徒が自己存在感を感じることができるようにグループ学習やグループエンカウンターなどを積極的に取り入れる。
・学習発表会や校外学習などの特別活動や部活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
（情報モラル教育）
・ネットいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるために情報モラルを高めるための機会を設ける。
（いじめ予防教育）
・発達支持的生徒指導を意識して、生徒の自己肯定感向上のための取り組みを行う。（Rac、PBS）

②早期発見

（実態把握）
・生徒の実態把握のための毎日のオンラインでの健康観察や、アンケートを学期ごとに実施し，教育相談を行うことで，生徒の生活の様子を十分把握し，いじめの早期発見を図る。
（相談体制の確立）
・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に，全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく，きめ細かく声かけを行い，生徒がいつでもいじめを訴えたり，相談したりできるような体制を整える。
（情報共有）
・生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
（家庭への啓発）
・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントをPTA総会、学級・学年懇談会、地区懇談会で伝え、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

③いじめへの対処

（いじめの有無の確認）
・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになった時は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。
（いじめへの組織的対応の検討）
・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ問題対策委員会を開催する。
（いじめられた生徒への支援）
・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を守り抜くことを最優先に当該生徒及び保護者に対して支援を行う。
（いじめた生徒への指導）
・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係などその背景を十分把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。
（関係機関との連携）
・必要に応じて、関係機関と連携し、速やかな対応を行う。